

〒790-0842

愛媛県松山市道後湯之町4番12号

ロイヤル道後503号

西山紀男 様

ご回答

冠省

辻恭子および辻俊雄両氏の代理人として、貴殿からお送りいただいた2020年7月12日付の書簡に対してご回答申し上げます。

同書簡において貴殿は西山キミエ氏がセレモニー長崎の互助会契約（葬祭サービスに関する加入契約）を締結していることを貴殿に隠していたとし、その理由を説明するよう求めています。しかし、2019年3月の紘二氏のご葬儀の際、恭子氏は「互助会1口を使う」旨説明済みです。したがって、貴殿も互助会契約については承知していたはずですから、これを隠していたという指摘は当を得たものではありません。

また、同書簡において貴殿はキミエ氏の葬儀は自分が喪主を務める旨書かれています。葬儀において誰が喪主を務めるかは法律等で定まっているものではありません。キミエ氏に万が一のことが起こった場合、恭子氏としては自身が喪主を務めたいという意向でおりますが、これは恭子氏が俊雄氏とともに長年にわたり母であるキミエ氏の近くで身の回りの世話をしてきたからであり、キミエ氏ご本人からも後事を託す旨言われているからです。

先程述べましたとおり葬儀において長男が喪主を務めるということは法律等で決まっているものではありませんので、基本的には残された親族の間で話し合っただけで決めることですが、その際はご本人であるキミエ氏の意思を最優先することが望ましいものとする次第です。なお、喪主の人数についても決まりがあるものではありませんので、貴殿と恭子氏が共同で喪主を務めるということも選択肢の一つです。

以上述べました理由から、貴殿が喪主を務めるという理由で互助会の契約書を貴殿に引き渡す必要はないものと考えます。また、そもそも互助会契約の契約者はキミエ氏であり、同人の財産管理は現在、成年後見人である安部高樹氏が行っていますから、それを差し置いて貴殿に契約書を引き渡すことは不適當であると思料します。なお、互助会の契約書は相当古いものであるため、恭子氏・俊雄氏において原本を探しましたが見つからないことも念のため申し添えます。

そのほか、貴殿の送られた書簡には事実と異なる記載も含まれておりますが、いずれにしましても互助会の契約書を貴殿に委ねるという貴殿の要望とは直接関係のない事柄ですから、ここで逐一指摘することは差し控えます。

今後、キミエ氏の財産の問題や同氏がお亡くなりになった場合の相続の問題に関しては当職が恭子氏らの代理人として対応しますので、ご連絡等をいただく際は当職宛てになされるようお願い申し上げます。

草々

2020年8月26日

〒850-0031

長崎市桜町3-12中尾ビル2階

長崎国際法律事務所

電話050-5894-1587

FAX095-804-5397

辻恭子・辻俊雄代理人 弁護士 谷 直樹

